

2024年12月吉日

お客様各位

静岡県労働金庫

未利用口座管理手数料新設のお知らせ

静岡県労働金庫は、長期間ご利用のない普通預金口座・貯蓄預金口座（以下「未利用口座」という。）を対象とし、2年以上お取引のない口座に対する不正利用防止の観点から「未利用口座管理手数料」（以下「本手数料」という。）の導入および「残高のない未利用口座の自動解約」の取扱いを開始します。

今後もお客様サービスの向上に取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料の概要

手数料新設日	2025年11月1日（預金規定改定日）	
未利用口座 となる口座	口座種別	普通預金口座（決済用・通帳不発行含む）・貯蓄預金口座
	未利用期間	最後のお預け入れ（当該普通預金口座へのお利息の入金を除きます）または払い戻し（本手数料の引落しを除きます）から2年以上
	残高	1万円未満
その他条件（※1）	<ul style="list-style-type: none">・個人のお客様の口座が対象です。 <対象外となる口座> <ul style="list-style-type: none">・残高1円以上の定期預金、エース預金を保有するお客様の当該口座・財形預金、譲渡性預金、投資信託、国債等を保有するお客様の当該口座・お借り入れやローンの返済用口座	
手数料金額	年間1,320円（税込）	
手数料の引落し・自動解約	<p>対象となるお客様には、事前に書面による「お知らせ」を送付したうえで、その後一定期間内にお取引または解約等のお手続きがない場合、当該口座から本手数料を引落しします。</p> <p>お客様の当該口座残高が本手数料の金額未満の場合はお客様の口座残高をもって、本手数料の一部として引落したうえで、原則、同口座を解約します。当該口座残高以上の本手数料のお支払いはございません。</p> <p>お支払いいただいた本手数料のご返却、および自動解約した口座の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>本手数料の初回引落し・自動解約は「2026年3月5日」を予定しています。</p>	

※1 当金庫が定める別途条件を満たす未利用口座は対象外となります。

2. 「お知らせ」から未利用口座管理手数料の引落とし・自動解約までの流れ

- ・お客様がお持ちの口座が、本手数料の対象となる未利用口座（以下「対象口座」という。）に該当する場合、お届けいただいた住所宛てに「お知らせ」を郵送（※2）します。お届けいただいた住所等に変更がある場合は、お手続きをお願いします。
- ※2 郵送した「お知らせ」が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ・「お知らせ」により、対象口座をご確認いただき、同口座について入出金等の取引をしていただくか、その予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。
- ・「お知らせ」を差し上げてから一定期間（約3ヵ月）以内に入出金等の取引をされるか、ご解約されますと、本手数料はかかりません。
- ・「お知らせ」を差し上げてから一定期間（約3ヵ月）経過後も入出金等の取引がない場合、対象口座から、年間1,320円（税込）の本手数料を引落しします。
- ・未利用口座管理手数料の引落としにより残高が0円となった対象口座（残高が元々0円の当該口座を含む）は、原則、同口座を自動的に解約させていただきます。

3. 総合口座の自動解約

未利用口座対象となる口座が総合口座で、普通預金口座が自動解約される状態にあり、担保とする定期預金もしくはエース預金口座の残高が0円の場合は、定期預金・エース預金口座を含む総合口座そのものを解約させていただきます。

4. 改定する預金規定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、総合口座取引規定、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定、貯蓄預金規定を改定します（2025年11月4日以降、当金庫ホームページ上でご確認ください）。

以 上

<お問い合わせ先>

本件に関してご不明な点などございましたら、各営業店窓口までお問い合わせください。